

医療関連サービスマーク制度

《院内清掃業務》



一般財団法人 医療関連サービス振興会

医療関連サービスマーク制度 について



医療法と医療関連サービスマーク

○医療関連サービスとは

医療そのものではありませんが、医療と密接に関連した多種多様な医療周辺のサービスについて、「医療関連サービス」といわれております。

○医療関連サービスの外部委託に対する法的規制の経緯

1. 社会環境の変化

2. 改正医療法制定の経緯

平成2年、医療法の改正法案が国会に提出され、2年以上もの歳月を経て平成4年に可決成立し、法律第89号として、平成4年7月1日公布された。

(参考) 医療法(昭.23 法205)抄

第15条の3第2項 病院、診療所又は助産所の管理者は、前項に定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは 歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはじょく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

○医療法の規制対象業務

1. 医療法第15条の3第1項第一号

(1) 検体検査の業務

2. 医療法第15条の3第2項、医療法施行令第4条の7

(1) 医療機器等の滅菌消毒の業務

(2) 患者等の食事の提供の業務

(3) 患者等の搬送の業務

(4) 医療機器の保守点検の業務

(5) 医療用ガスの供給設備の保守点検の業務

(6) 患者等の寝具類の洗濯の業務

(7) 施設の清掃の業務

この8業務が医療法の規制対象とされ、「能力のある者」に関しては、省令によってその基準が定められ、その具体的運用内容等が関係通知によって示された。



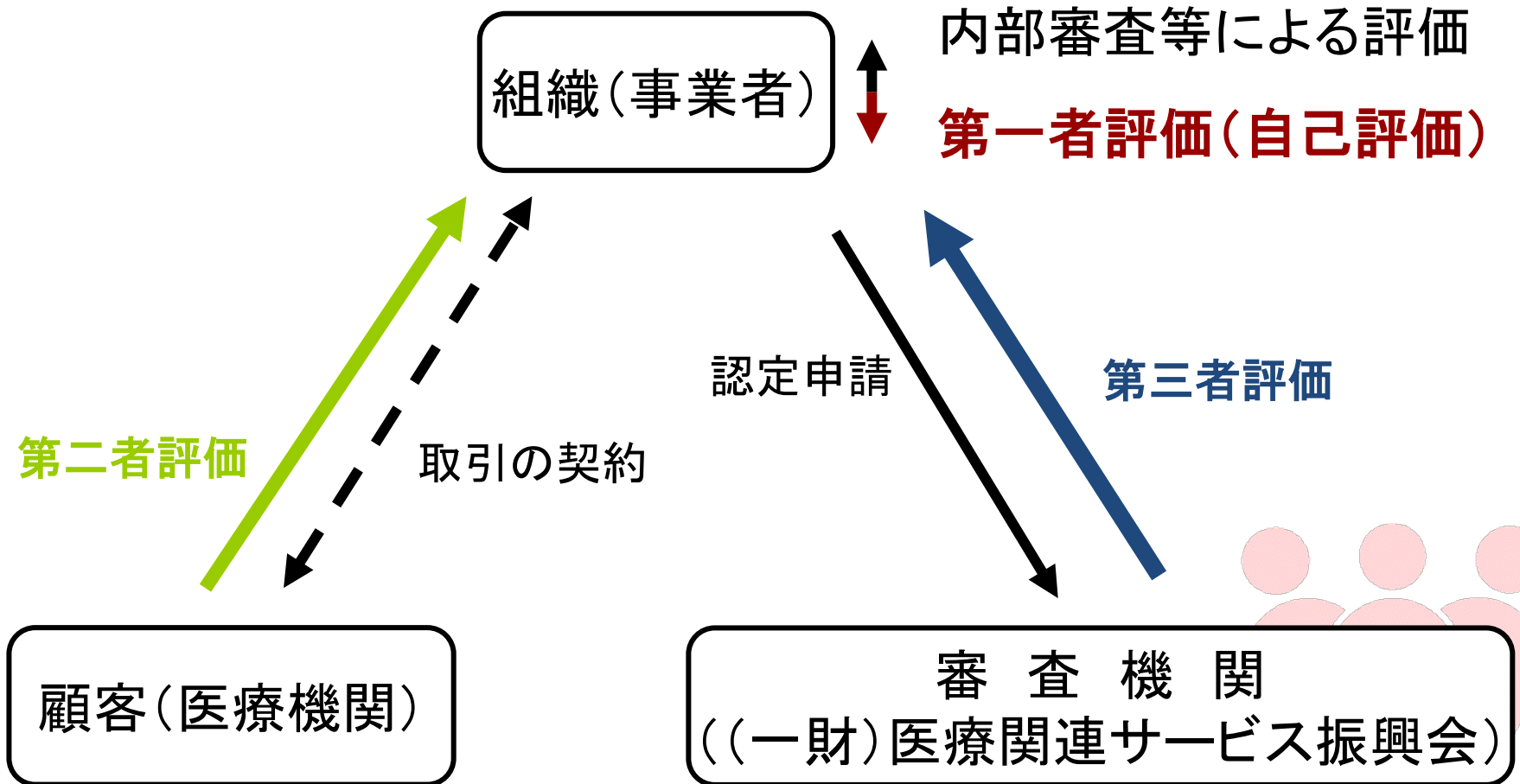
○医療関連サービスマーク制度と省令に定める基準

医療関連サービスマーク制度は、(一財)医療関連サービス振興会が定める認定基準を満たした者に対して、医療関連サービスマークを交付する第三者評価の制度である。

医療関連サービスマークの認定基準は、省令で定める基準以上の要件を基準としており、認定を受けた事業者は、当然に省令で定める基準に適合している。



評価の形態



医療関連サービス振興会

○設立の経緯

昭和62年、厚生省に設置された「医療関連ビジネス検討委員会」は、昭和63年12月、今後の医療関連サービスの基本的なあり方に関する報告書を提出した。一方、日本医師会は、医療関連サービスのあり方と方向性を探るため、平成元年8月に「医療関連サービスに関する研究部会」を設置し、①医療関連サービスの長期的なあり方、②現時点でとるべき対応策の2点について、平成2年1月に中間報告をとりまとめた。

それぞれの報告書の中において、医療関連サービスの現状と課題が検討され、提供されるサービスの質を確保するためには、医療関係者および民間事業者の両者が参加する団体の設立が必要であるとの提言がなされ、それを受けて平成2年12月に本財団が設立され、平成20年12月1日に施行された「公益法人制度改革関連法」に基づき平成25年4月に一般財団法人へ移行した。

○事業

- (1) 医療関連サービスの質の確保のための評価及び指導等
- (2) 医療関連サービスに関する調査
- (3) 医療関連サービスの質の向上に必要な研究及び指導
- (4) 医療関連サービスに関する情報の整備及び提供
- (5) 行政機関、医師会等の医療団体、その他関係企業・関係団体等との連携及び医療関連サービスの育成策等に関する提言
- (6) 医療関連サービスに関する国際交流
- (7) 医療関連サービスに関する広報活動
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業



医療関連サービスマーク制度の目的

医療関連サービスマーク制度は、医療関連サービスに関して、医療の特質や国民の生命・身体への影響を踏まえて、一定の認定要件を定め、この要件に適合する良質の医療関連サービスに対して医療関連サービスマークの認定を行い、当該サービスを提供する事業者に認定証を交付することにより、良質な医療関連サービスの提供及び普及を図り、もってわが国の医療の健全な発展に寄与することを目的とする。



医療関連サービスマーク の由来

医療関連サービスには、その高い技術の裏付けとともに、それを提供する人々の真心や愛情が必要です。この医療関連サービスは、2つのハートによってより良きサービスを築き上げていくために医療機関と医療関連サービス事業者がお互いの心を通いあわせていることを表現し、3つの丸印によって国民がそのサービスに支えられていることを表現しているものです。

※ 従来、医療関連サービスマークは所定の形状で表示することとし、一部表示は認められておりませんでした。平成13年10月からマークの一般へのPR、周知・浸透を図る観点から規定を改正し、個別協議の上、理事長承認により、一部表示も出来ることとしました。

なお、医療関連サービスマークは平成26年12月5日に商標登録されております。

医療関連サービスマーク制度の根拠規程等

○医療関連サービス振興会倫理綱領

倫理綱領は、医療関連サービスの社会的影響の重要性に鑑み、サービスの利用者や国民の信頼を確保しつつ、健全な発展を社会的責務として自覚し、会員及び認定事業者が守るべき基本事項を定めています。

○医療関連サービスマーク制度要綱

制度要綱は、医療関連サービスマーク制度の目的、認定要件、認定基準の策定、審査の仕組み及びサービスマークの形状等、医療関連サービスマーク制度の基本的事項を規定しています。



○医療関連サービスマーク実施要綱

実施要綱は、事業者の資格要件、申請手続き、認定日及び有効期間等の要件、事務手続き等を規定しています。

○医療関連サービスマーク認定基準

認定基準は、事業者が具備すべき基本的事項、サービスの提供体制、サービスの実施方法、契約の締結、及び苦情処理等サービスの基準について規定しています。



医療関連サービスマーク制度の対象業務

1. 事業者認定(7業務)

① 在宅酸素療法における 酸素供給装置の保守点検業務	平成 3年 9月発足
② 院内調理患者等給食業務	平成 5年 2月発足
③ 患者搬送業務	平成 5年 3月発足
④ <u>院内清掃業務</u>	<u>平成 5年 9月発足</u>
⑤ 医療用ガス供給設備の保守点検業務	平成 6年 5月発足
⑥ 医療機器の保守点検業務	平成 8年 11月発足
⑦ 院内滅菌消毒業務	平成 18年 6月発足

2. 施設認定(4業務)

① 院外滅菌消毒業務	平成 3年 11月発足
② 寝具類洗濯業務	平成 4年 1月発足
③ 衛生検査所業務	平成 5年 9月発足
④ 院外調理患者等給食業務	令和 2年 1月発足



統計資料

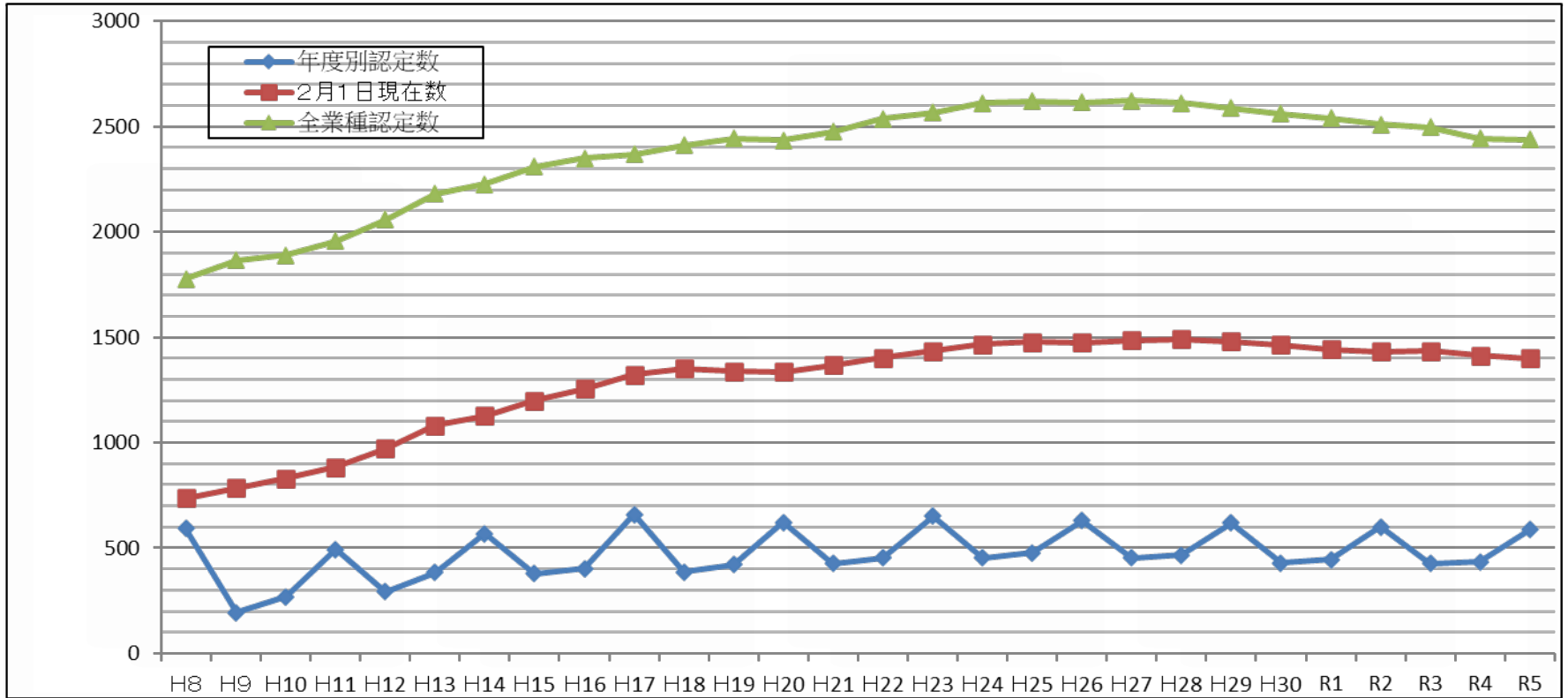
○認定状況

認定数年次推移表等



医療関連サービスマーク認定数の推移

単位：件



区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年度別認定数	383	567	379	403	658	387	420	622	426	453	651	453	477	629	454	467	620	428	444	599	430	434	588
2月1日現在数	1083	1128	1199	1255	1322	1352	1339	1337	1367	1403	1434	1466	1477	1475	1487	1490	1480	1465	1443	1433	1435	1411	1400
全業種認定数	2181	2226	2310	2351	2368	2412	2443	2435	2475	2536	2567	2612	2619	2615	2623	2612	2587	2560	2541	2510	2496	2444	2439

医療関連サービスマークの認定状況

令和6年2月1日現在

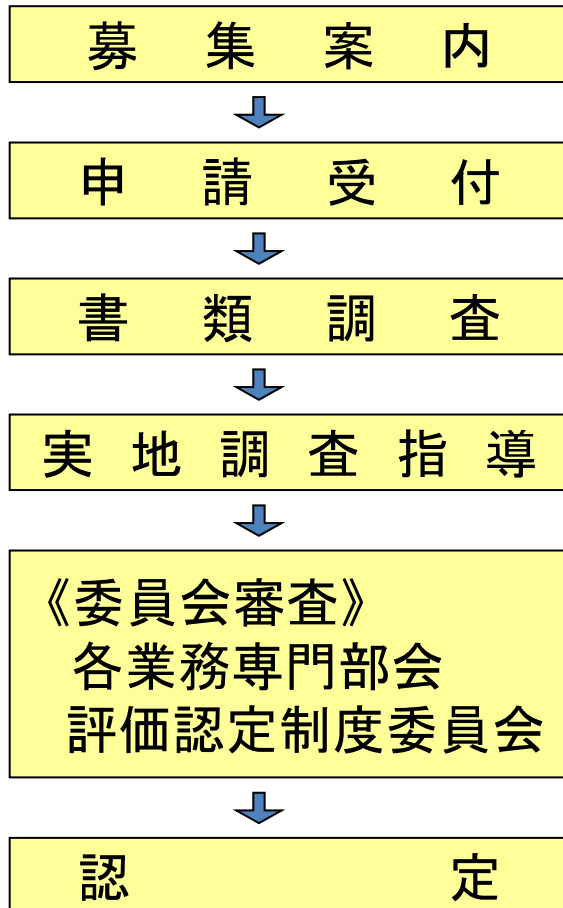
認定総数 **2,439件**

うち 事業者認定 (7業務) **2,029件**
〔院内清掃業務 **1,400件**〕

施設認定 (3業務) **410件**



医療関連サービスマーク認定評価の 実施手順



申請受付開始日の2ヶ月前から行う。

原則、認定日の4か月前の2週間。

受付書類の内容調査。

振興会調査員が対象事業所に出向き行う。

調査結果をもとに、サービスごとに専門部会の審査を行い、その結果をさらに評価認定制度委員会において審議、合否判定。

◇年3回開催(1月、5月、9月)

◇年3回認定(2月1日・6月1日・10月1日)

書類調査

受け付けた申請書類について内容を調査します。

○書類に不備等ある場合

補充作成指導を行い、再提出いただきます。(期限設定)

○特に問題ない場合

書類調査終了の旨連絡します。

※書類調査が完了しない場合(改善未了等)実地調査に移行いたしません。



実地調査指導

書類調査の完了したものについて事業所に出向き、
実地調査指導を行います。

○調査日通知

実地調査指導員から直接申請担当者の方に連絡し、日時を決定。

○対応者

代表者又は担当役員及び受託責任者。

○調査内容

事業運営の基本方針、サービス内容の実際を、認定基準に定める要件
に適合しているか、書類、目視、ヒヤリング等により確認。



調査内容公開の目的

○サービスの質の向上

1. 自己評価マニュアルとしての活用
2. 改善整備の促進

○調査内容の明確化



評価結果の通知

認定申請事業者に対し、個別評価判定結果を、「総合評価票」に整理し通知します。



広報活動

広報活動は、振興会の責務として、その充足に努めているところです。

○認定事業者データブックの発行（平成7年12月～）

○ホームページ開設（平成9年10月～）

○医療関連サービスNAVIの開設（平成15年2月～）



実地調査指導にあたって



実地調査指導員としての遵守事項

○倫理的行動

1. 公正、中立、かつ責任ある態度をとる
2. マナーを心得、言葉遣い、態度に留意

○守秘義務

1. 業務上知り得た情報の漏洩禁止
2. 実地調査指導員の委嘱を解かれたあとも守秘義務を履行する

○公正な報告

ありのまま、かつ、正確に報告する義務

○中立的立場への配慮

自身と関連の深い事業者の調査は、担当しない

○調査事業者における評価

認定可否などの審査結果については、言及しない



評価方法

<評価区分>

原則、各事項5段階の評価とする

<評価基準>

- A: 極めて適切であり、他の模範となる
- B: 適切であり、積極的に行われている
- C: ほぼ適切である
- D: 適切さにやや欠ける
- E: 適切でない

上記を基本として、各事項毎にランク評価し、総合評価判定する



チェックリストへの評価の記載方法

1. 「a」「b」「c」に掲げる内容は、評点の判断区分です。
2. NA(Not Applicable 評価非該当): 調査の対象となる該当事由がない場合の選択区分です。
3. 中項目「A」「B」「C」「D」「E」評価は、下記評点方法に従って採点し、評点を記載してください。
なお、小項目で「NA」のある場合は、母数から除外して評点してください。

<評点方法>

A: 全てa評価の場合

B: 全てa、bの評価であり、aが2／3以上の場合

C: 全てa、bの評価であり、B以外の場合

D: cの評価があり、E以外の場合

E: cの評価が2／3以上ある場合



チェックリストの構成

1.書類調査チェックリスト

事務局にて申請書類の調査
※実地調査指導時添付

2.支店等実地調査チェックリスト

実地調査指導員が事業所にて調査

3.病院実地調査チェックリスト

実地調査指導員が病院にて調査

